

バルクローリーに関する地方分権提案対応について

(令和5年3月15日 第17回液化石油ガス小委員会 資料3抜粋)

2023年3月24日

高圧ガス保安室

バルクローリーに関する地方分権提案対応について

令和5年3月15日
第17回液化石油ガス小委員会 資料3抜粋

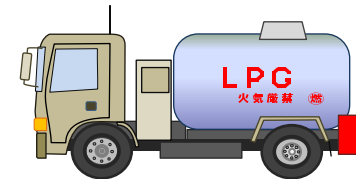
- 令和3年度地方分権提案において、バルクローリー（LPGガスの運搬車）の許可等について、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下液化石油ガス法）上の許可を受けた場合には、高圧ガス保安法（以下高圧法）上の許可を不要とすること（液化石油ガス法と高圧法の許認可を一本化されたい）」という提案があった。
- これを受け、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、下記決定がなされている（抜粋）。

（2）高圧ガス保安法（昭26法204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149）

バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）及び充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

＜提案の背景＞

- バルクローリーについては、液化石油ガス法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがある。
- 液化石油ガス法と高圧法の双方の適用を受けて使用する場合（双方の技術基準を引用する場合など）、両法の許可等を個別に受ける必要があり、地方自治体・事業者における事務的な負担となっている。
- 液化石油ガス法と高圧法ごとに手数料が必要になるため、事業者の経済的な負担となっている。
- 軽微な変更の工事に係る要件が液化石油ガス法と高圧法で異なっている部分がある。



バルクローリーに関する地方分権提案対応について【対応方針】

令和5年3月15日
第17回液化石油ガス小委員会 資料3抜粋

- 令和4年3月に、経済産業省の委託により、都道府県及び政令指定都市に対し、バルクローリーに関する高圧法及び液化石油ガス法に基づく事務の実態についてアンケート調査を実施。
- 当該調査結果では、許可の一本化が必要、手続きの合理化が必要という意見がある一方で、許可制度の趣旨・目的が異なる2法令の許可を一本化することへの懸念に係る意見もあった。
- これら地方公共団体の意見等を踏まえた対応案については以下の通り。

＜事務手続きの合理化＞

- 「液化石油ガス法の充てん設備許可/高圧法の製造許可」「完成検査」「保安検査」「施設等の軽微な変更」について
制度の趣旨・目的や規制基準が異なることから、液化石油ガス法の許可等と高圧法の許可等との一本化は困難であるが、共通する部分については、その審査結果を利用し合うことで、実際の事務負担の低減となるよう措置を講ずる。

＜現行法における許可体系＞

	液化石油ガス法			高圧法	
許可対象	充てん設備			事業者	
充てん対象	バルク貯槽等	左記以外	－	バルク貯槽等	－
バルクローリーの形態	民生用	民生用	工業用	民生用	工業用
技術基準（設備）	液石法	液石法	高圧法	液石法	高圧法
保安距離（※）	1.5m以上	15m以上	15m以上	1.5m以上	15m以上

（※）第一種保安物件

＜許可審査等に係る手数料の低減・不要化＞

- 上記の措置によって、手数料を低減し、又は不要とする。

【参考】バルクローリーに関する過去の法令改正の経緯

令和5年3月15日
第17回液化石油ガス小委員会 資料3抜粋

- 液化石油ガス法による一般消費者等に対するバルク供給は、平成9年の液化石油ガス法・高圧法改正時に新たに規定されたもの。平成8年以前は、液化石油ガス法におけるバルク供給に係るバルクローリーによる充てん行為は、液化石油ガス法による規制がなく、高圧ガスの製造に係る行為として高圧法の許可が必要であった。
- 平成9年法改正では、液化石油ガス法における規制の一元化のため、液化石油ガス法におけるバルク供給に係るバルクローリーによる充てん行為は、高圧法における高圧ガスの製造に係る許可を不要とするよう、高圧法の適用除外とする旨の改正が行われた。
- バルクローリーに関する両法の許可要件の特徴は以下の通り。

液化石油ガス法におけるバルクローリー（充てん設備）

- 一般消費者等への供給であるマンションや飲食店等に設置されるバルク貯槽等にL Pガスを充てんするための設備
- L Pガス販売事業者の責任の下で行われる充てん行為にあって、その「充てん設備」に対する許可のみであり、ハード面（設備）の技術上の基準のみが許可要件となっている。ただし、現場での安全性の確保としては、充てん作業を行う者に資格要件を課している。
- なお、住宅街での充てん作業を前提とするため、様々な安全装置設置等を設ける必要があり、高圧法における移動式製造設備よりもハード面では厳しい技術上の基準となっている。

高圧法におけるバルクローリー（移動式製造設備）

- 液化石油ガス法の適用対象外である者への供給である工場や農園等に設置されるバルク貯槽等にL Pガスを充てんするための設備
- 「高圧ガスの製造を行う者」としての許可であり、ハード面（設備）及びソフト面（方法）での技術上の基準、欠格事由へ当たらないことが許可要件となっている。